

○貸付金の総額及び各市町村への貸付最高限度額について

〔昭和42年3月15日〕
三職共公告第4号

改正 昭和43年2月24日三職共公告第3号
昭和48年2月28日三職共公告第4号
昭和50年2月21日三職共公告第5号
昭和58年2月23日三職共公告第5号

昭和45年2月27日三職共公告第7号
昭和49年2月23日三職共公告第3号
昭和53年2月24日三職共公告第6号

三重県市町村職員共済組合資金貸付規則第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり、当組合を組織する地方公共団体の一時借入れに対する貸付について、貸付金の総額及び各市町村への貸付最高限度額を決定する。

- (1) 貸付金の総額 6億円以内
- (2) 各市町村への貸付最高限度額

区 分	貸 付 最 高 限 度 額
市 町 村	7,000万円
一部事務組合	5,000万円

附 則（昭和43年2月24日三職共公告第3号）

この改正は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年2月27日三職共公告第7号）

この改正は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年2月28日三職共公告第4号）

この改正は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月23日三職共公告第3号）

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月21日三職共公告第5号）

この改正は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年2月24日三職共公告第6号）

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年2月23日三職共公告第5号）

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。